「奈良市東部振興計画（案）」に対する意見募集要項

現在、奈良市東部地域（東部ゾーン、月ヶ瀬ゾーン、都祁ゾーン）の目指す将来の姿と、その実現に向けた施策の方向性を示す「奈良市東部振興計画」の策定を進めています。
このたび、「奈良市東部振興計画（案）」について、より良い計画を策定するため、計画案を公表し、東部地域にお住まいの皆様等から広くご意見を募集します。

１ 公表する計画案

・奈良市東部振興計画（案）

２ 公表の方法

市ホームページ（https://www.city.nara.lg.jp/soshiki/31/277132.html）でダウンロードできるほか、（１）東部出張所（奈良市大柳生町 4735）、（２）各行政センター（月ヶ瀬、都祁）、（３）総務課（市役所北棟５階）、（４）各出張所（西部、北部）にて閲覧できます。

３ 意見募集の期間

令和８年 10 月 30 日（金）から令和８年 11 月 30 日（月）まで【必着】

４ 意見を提出できる個人及び団体

（１）市内に住所を有する人
（２）市内に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体
（３）市内に存する事務所又は事業所に勤務する人
（４）市内に存する学校に在学する人
（５）当該案件に利害関係を有する個人及び法人その他の団体

５ 意見の提出方法

次のいずれかの方法により提出してください。

①オンライン

専用フォーム（LoGo フォーム）による提出
（https://logoform.jp/form/p6et/1837952）

②郵送・ファクシミリ・電子メール・持参

「奈良市東部振興計画（案）」に対する意見提出用紙（以下、「提出用紙」）を郵送、ファクシミリ、電子メール又は持参のいずれかの方法で提出してください。
※送付先については、「７ 意見の提出先及び問合せ先」をご参照ください。

※提出用紙については、ホームページからダウンロードすることができます。
※提出用紙に記載されているすべての項目が記入されていない場合は受付できません。
※電子メールによる提出の場合は、件名に「奈良市東部振興計画（案）に対する意見」と必ず入力してください。
※電話、訪問等の口頭による意見の受付はできません。

６ 意見の取扱い

・提出された意見を整理したうえで、主な意見の要点とそれに対する市の考え方、案を修正した場合はその内容及び理由を公表します。
・意見のうち、単に賛否だけを示したものや趣旨が不明確なものについては、公表しない場合や市の考え方をお示しできない場合があります。
・意見を提出された方への個別の回答は行いません。
・意見を提出された個人に関する情報は、本件に係る情報としてのみ使用し、他の目的で使用しません。なお、意見を提出された個人に関する情報は公表しません。
・提出された提出用紙等は返却しません。

７ 意見の提出先及び問合せ先

〒630-1242　奈良市大柳生町 4735
奈良市 市民部 東部振興局 東部出張所（平日９時から 17 時）
電話：0742-93-0001
FAX：0742-93-0061
電子メール：toubu-keikaku@city.nara.lg.jp